

筑前海区漁業調整委員会指示第210号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、筑前海区における定置網漁業の操業を保護するため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が調査研究のために水産動植物を採捕する場合は、この限りではない。

令和6年4月19日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

1 指示の適用海域

筑前海区海域

2 指示の内容

定置漁業権漁場内に設置される定置網（小型定置網を除く。）においては、次に示す範囲を保護区域とし、当該定置網漁業によるものを除き、水産動植物を採捕（採捕行為を含む）してはならない。ただし、漁業権者の同意がある場合を除く。

垣網（道網）の前面及び後面並びにその他の網部分の周辺300メートル。

3 指示期間

令和6年6月1日から令和11年5月31日まで

